

【信託に関する受益者別（委託者別）調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備考

- 一 「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の項には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 「特定委託者」の欄には、相続税法第9条の2第5項に規定する特定委託者に関する事項を記載する。ただし、この調書を四3に掲げる場合に該当することにより提出するときには、信託法第182条第1項第2号に規定する帰属権利者（以下「帰属権利者」という。）又は同法第177条に規定する清算受託者に関する事項を記載するものとする。
- 三 「信託財産の価額」の欄には、信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額（当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。五7において同じ。）の合計額を記載する。
- 四 「提出事由」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由を記載する。
 - 1 相続税法第59条第3項第1号に規定する信託の効力が生じた場合 効力発生
 - 2 相続税法第59条第3項第2号に規定する受益者等が変更された場合 受益者変更
 - 3 相続税法第59条第3項第3号に規定する信託が終了した場合 信託終了
 - 4 相続税法第59条第3項第4号に規定する信託に関する権利の内容に変更があつた場合 権利内容変更
- 五 摘要欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。ただし、7の場合において、7に規定する従前信託について信託に関する受益者別（委託者別）調書を提出しているとき、又は当該従前信託以外の信託に関する受益者別（委託者別）調書で摘要欄に当該7に規定する従前信託に係る7イからハまでの事項を記載したものを提出しているときは、この限りでない。
 - 1 受益者又は特定委託者が存しない場合 その存しない理由
 - 2 相続税法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託の場合 その旨、その条件及びその期限並びに新たに信託に関する権利を取得する者又は同項の受益者指定権等を有する者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所
 - 3 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託である場合 その旨
 - 4 信託法第182条第1項第1号に規定する残余財産受益者又は帰属権利者の定めがある場合 その旨、これらの者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所並びに一に規定する法人番号又は個人番号
 - 5 この調書を四2又は3に掲げる場合に該当することにより提出するとき 変更前（終了直前）の受益者又は特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所
 - 6 この調書を四4に掲げる場合に該当することにより提出するとき 「信託財産の種類」、「信託財産の所在場所」、「構造・数量等」、「信託財産の価額」、「信託に関する権利の内容」及び「信託の期間」の欄に係る変更のあつた事項についての変更前の内容
 - 7 その年の1月1日からその信託につき四1から4までに定める事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあっては、委託者。）が同一である他の信託（以下「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合で、当該信託の信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額と当該従前信託の信託財産に属する財産をこれらの規定により評価した価額との合計額が50万円を超えることとなることからこの調書を提出することとなったとき 当該従前信託に係るイからハまでに掲げる事項
 - イ 委託者及び特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所（委託者別の調書の場合には、委託者に係る事項を除く。）
 - ロ 信託財産の種類、信託財産の所在場所、構造・数量等、信託財産の価額、信託に関する権利の内容及び信託の期間（提出事由が四4に定める事由である場合にあっては、信託に関する権利の内容の変更前後のこれらの事項）並びに提出事由、提出事由の生じた日及び記号番号
 - ハ 1から6までに定める事項

- 六 受託者の「所在地又は住所（居所）」の欄には受託者の本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を、「営業所の所在地等」の欄には受託者が信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を、「法人番号又は個人番号」の欄には受託者の一に規定する法人番号又は個人番号を記載する。
- 七 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。